

## 松島町教育委員議事録（1月臨時会）

- 1 招 集 月 日 平成31年1月4日（金曜日）
- 2 招 集 場 所 松島町役場庁舎 301会議室
- 3 出 席 者 内海俊行教育長、瀬野尾千恵委員（教育長職務代理者）  
鈴木康夫委員、赤間里香委員、佐藤実委員
- 4 説明のため出席した者  
三浦敏教育次長、赤間隆之教育課長、大宮司綾学校教育班長、佐藤弘也学校教育班主査
- 5 議 事 日 程
  1. 開会 平成31年1月4日（金曜日）午前10時00分 開会（録音開始）
  2. 議事録の署名委員の指名 内海教育長・瀬野尾千恵委員（教育長職務代理者）
  3. 協議  
松島町教育指導専門員の設置について
  4. 閉会

## 6 議 事 録

### 1. 開会 午前10時00分

〔佐藤主査〕おはようございます。（「おはようございます。」の声あり）今年もよろしくお祈いします。

これから松島町教育委員会平成31年1月臨時会を開会します。

それでは、開会の挨拶を内海教育長からお祈いします。

〔内海教育長〕新年あけましておめでとうございします。今年もどうぞよろしくお祈いします。年明け早々に臨時の教育委員会を開かなければならなくなつたことを大変申し訳なく思ひます。内容については、昨年議会に出しました教育指導専門員の案件が取り下げになつてしまつた事態について教育委員に説明をしてご理解をいただひて、いろいろな質問をいただきながら中身を固めていきたくいと思ひてお祈いします。

この教育指導専門員ということにつきまして、ストレートに申し上げますと三浦次長の後任を考へてお祈いします。今までですと県から派遣された方を充てるということでしたが、今回は若い退職校長を採用いたしまして、次長がやつていました実務的な決裁を外して、全くもつて学力向上、指導力向上、様々な生徒指導に関するアドバイス等を対応していただきます。A3判資料の一番上にも書いてありますが、教職員の研修だつたり、いじめ・不登校の対策だつたりというような形で、対応していただくという形でやつていきたくいと思ひましたので、今回改めてご審議いただくことにしたいと思ひます。

いじめ・不登校対策という、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同じ職業と、ダブるんじゃないかということになりますけれども、そういう観点ではなくて、アドバイスをするとするいう形で、実務的なことはSC、SSWが行うと。その取りまとめをするということ、こちら辺は議会でちよつと説明不足だつたんですが、いるのにどうしてもう一人必要なんだみたいない言ひ方をされてしまつたところもあるんですが、そういうことも含めてご意見いただきながら教育指導専門員について回答していきたくいと思ひますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

私のほうは以上でございします。

〔佐藤主査〕ありがとうございました。

### 2. 議事録の署名委員の指名

〔佐藤主査〕続きまして、2番、議事録署名委員の指名となります。

今回は内海教育長と瀬野尾教育長職務代理者にお祈いします。（「はい」の声あり）よろしくお祈いします。

### 3. 議事

〔佐藤主査〕続きまして、3番、協議に移ります。

教育長の説明にもありましたように、教育指導専門員の設置に関する条例や規則については、教育委員会の11月定例会及び12月定例会で可決していただひてお祈いしますが、今回はその内容について再度説明して協議させていたいただきたいと思ひます。

それでは、説明のほうをお祈いします。

〔三浦次長〕おはようございします。私のほうから、まず概略等最初の部分を資料に基づきながらお話をいたします。

12月の定例議会におきまして、特に後藤議員、赤間議員、菅野議員、あと今野議員のほうから質問を受けましたので、その質問の中身について種別化して、今日ペーパーでお示しをしてお祈いします A4の縦の説明資料と書いてあるものの項目、大きく1、2、3、4。まず1つは、専門員をなぜ設置するのかという目的、そして中身についてはどういふ職務内容か、あとは、議員の方々のご質問であつた業務が重複するのではないかということに対する回答。2番目については報酬額です。これも議会の話し合ひの中では、22万円の根拠であるとか、説明のときには、3日から5日というような勤務で、じゃあ3日でも22万円払うんですか、日額にしたらどうなんですかというような質問があつたことに対する回答。3番目は勤務形態です。それに付随する、じゃあどれくらい時間なのかということ、これを明記したほうがいいんじゃないか、規則に入れたらいいたらいいんじゃないかというようなご指摘を受けたことに対して。4番については、特にこれも今野議員からご指摘を受けましたけれども、人数であるとか勤務時間はやはりきちんと入れたほうがいいんじゃないかということに対しての回答案ということで説明を申し上げます。

まず、私のほうからは1番の設置目的について簡単にご説明申し上げます。

(1)の職務内容につきましては、これも議員の方々が少し、言葉があれなんですけれども、勘違いをされている

面があったのかなということでの明確にはっきり申し上げたほうがいいだろうということです。今教育長からありましたように、私が県からの割愛人事ということで指導主事も兼ねながら入ったわけなんです、その指導主事の部分の特に本当に学校に傾注してもらおうと。学校の教育活動、あるいは児童生徒のための学力向上、あるいは生徒指導だけに動いてもらうということでの、そこには「指導主事」的な役割は担保」と書いてありますが、これがいわゆる次長職あるいは課長職であるとはほかの決裁権も絡みますので、なかなか学校に集中できない面があります。ということで、専門員の方には指導主事的な役割だけを担っていただくということでご理解をしていただきたいということで、そこに説明を上げたわけです。生徒指導だけではなくて、いろいろな学校に関わるということということで広範囲にはなりますけれども、退職された校長先生というようなお力のある方の力を借りて、学校現場を中心にやっていただくということでございます。資料にもありますけれども、指導主事の資格等にもありますけれども、これに準ずる形ということになろうかと思えます。ですから、非常勤特別職と、そして、時給とか日給ではない、報酬も保障していい人材を確保したいということでございます。

(2)のSSWやSCとかぶるのではないかとということに対しても回答を用意しておりました。スクールカウンセラーは臨床心理士等のカウンセリングの専門家であります。SSWは社会福祉士等の免許を持って、いわゆる環境への働きかけと申しますが、児童生徒が抱える家庭環境であったり、学校環境であったり、人間関係であったり、環境への働きかけをする、そして関係機関とのネットワーク構築などを図ることが主目的でございますので、この業務をするわけではありません。今回の指導専門員は、後段にありますように、連携を図りながら、そして得た情報を活用しながら、この前、実先生にもご助言いただきましたけれども、いろいろな情報を得たものを今度は学校とSSWをつなぐ役割を果たすであるとかまとめる立場であるということで、ここは明確に業務は違いますよ。専門指導員がいることによって町内のSSW、SCが回るというか、子どもたちにとっていい配置ができるのではないかとということでの説明をしたいというふうに思っております。

2番の報酬額等以下については、赤間課長のほうから説明申し上げます。

〔赤間課長〕2番目の報酬額について、これも議会のほうで月22万はなかなかのお値段ということでご指摘がありました。ただ、実働で日額でお支払いするのもいいのではないかとというようなご意見もいただきましたので、うちのほうでは月額でお示したということでの概要のご説明になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

今回設置を予定しております教育指導員は非常勤特別職に該当しまして、報酬につきましては勤務日数に応じてお支払いされる日額ということを原則とされているんですけども、事務量や勤務の実態が常勤の職員と同様になされるような場合、その報酬が月額あるいは年額をもって支給することがより適当と考えられる場合には、条例等の定めによりまして勤務日数によらないことができるということで裁判の判例等でも示されているところでございます。

報酬などの根拠について、報酬額は月額22万ということで今回お示しするんですけども、これは、県内市町村で教育指導員等々専門員などを配置しておりますけれども、その報酬等が大体月額でお示しされておまして、それが20万から24万ということでの幅があります。その職務内容につきましても、本町で考えております教育全般の指導、助言等でありますので、ほかの市町村の金額を参考にさせていただいております。

またあわせて、松島町の再任用制度におけます退職課長級の者の給与等も、フルタイムでは月額27万円、6時間の短期勤務で月額21万円ということで、その辺の平均を参考にさせていただいているところでございます。また、職務内容も本当に喫緊の課題をやっていただくということで、こちらに特化して取り組んでいただくので、より良い人材を確保するためにもそのような22万という額での設定ということにさせていただいております。

次に、日額か月額かということで質問もありました。どのような報酬制度が本町において適当であるかということでもありますけれども、人材確保が一番の重要課題でございますので、現在の実情に適合するかどうか、自治体の財政規模や状況、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責、勤務形態など諸般の事情を考慮いたしまして、政策的、技術的な見地から判断するものということももうたわれております。

本町におきましても、職務の性質、内容、職責、勤務形態などを考慮した場合、その日その日の職務ですね、業務が完了するというところではございませんので、喫緊の課題であります事務に取り組んでいただきたいということで、目的は成果を上げてもらうということが課題としてありますので、月額とすることで、豊かな見識のあるより良い人材を確保するために、月額というような制度で条例改正をさせていただこうということで考えております。

次に、3番の勤務形態でございます。勤務日数等、こちらも議会のほうから、非常勤特別職なものですから3日から5日と幅を広げたような表現で説明したんですけども、3日で月22万か、週に1回で月22万かというようなご指摘もありましたので、その辺は、本来、特別職なので成果を出していただければよろしいんですけれ

ども、勤務時間を担保するという意味で、勤務時間を原則週 30 時間以内とさせていただきます、週 5 日の 1 日 6 時間程度の勤務ということでの想定をさせていただきます。その週 30 時間以内という部分を担保するためにも、上段で説明を差し上げます規則のほうにもこの部分を 1 行追加して規定させていただこうと思っております。

4 番です。こちらは教育指導専門員の設置規則の案でございます。こちらは前回お示ししました内容に 3 カ所追加させていただいております。まず 1 つの追加事項につきましては、第 1 条で「松島町の」と始まるころの次に、「小・中学校」から始まっていたんですが、そこに「幼」ということで幼稚園の「幼」を付け加えさせていただきます。あと、こちらのほうの設置の人数が曖昧で分からないと。2 人でも 3 人でもいいのか、あと各小中学校に一人ずつ置くのかというご指摘もありましたので、第 4 条に定数ということで、専門員の定数は 1 人とするというここでここに人数を明記させていただきました。あと、服務規定の第 6 条の第 4 項で、専門員の時間は原則週 30 時間以内とするということで記入しました。この 30 時間ということで、じゃあ 10 時間でもいいのかと多分そこでご質問されると思うんですが、それは説明の中で、週 5 日、1 日 6 時間程度の時間、勤務を担保するという意味も含めた 30 時間以内とするということでの説明をさせていただこうと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔佐藤主査〕 それでは、協議について、質疑等ございますでしょうか。

(質疑)

瀬野尾委員

今の説明に関しての質問ですね。このいわゆる規則の案ではなく。

佐藤主査

規則の案を含めてお願いします。

鈴木委員

概略というか全体を通しての質問で私もちょっとあるんですが、理解しておきたいと思ったんですが、今回と同じようないわゆる教育指導専門員だけを配置している他地域の例を教えてくださいとか、松島で今配置しようとするわけですが、近隣であるのだろうか、その例をちょっと。当然調べられておられると思うんです。

それからあと、今般、4人の議員とおっしゃっておられて、今野議員は形態とか云々ということでおっしゃられたんですが、いわゆる行政上の後任の次長職についての配置はきちんと確保した上でということですよ、これ。そこのところを混乱されると。一番懸念されているのは、多分新たにもちろん予算を確保しなければならない、人事のね。今までは県からしっかりとそこは持ってもらっていたわけですよ。県から派遣していただいて、大変な次長。ややもすると、今の次長は教育指導に手が回っていなかったんじゃないかというような誤解を与えかねない。だから、行政上の次長はちゃんとそれはそれなりに決裁権を置いて、そして専門の、今まで専門じゃないからということで、それを確保したいんですかという質問や、率直に言うと、どういう狙いなんだ、今回は。今回設置するのはそうじゃないよということなんですか。そこのところが私は不明確だな。その2点教えてください。

佐藤委員

割愛の説明をしてもらわなくてはいけないかもしれませんね。

三浦次長

最初に近隣の配置の状況について。

赤間課長

二市三町の状況を申し上げますと、平成28年から利府町のほうで専門……（「配置された」の声あり）学校教育専門員という方を配置しております、週5日の勤務、こちらは非常勤特別職で9時から4時の6時間。こちらが報酬22万ということで、たまたま今回うちのほうで同じ報酬額を設定しております。（「結構実績を、効果を上げられています」の声あり）

佐藤委員

これですね、28年からじゃないんですよ。これは名称、職名がそうなただけで、これはもう20年ちょっと前かもしれません。前の教育長のときからですから。前は名称が違っていました。指導主事というのと（「指導主事の規則を1回廃止して、これを28年度改めたんですね」の声あり）そうです。（「結構やっぱり効果を発揮されたわけですね」の声あり）そういうことですね。指導主事と教育相談員というのを、前に2つあったと思います。

赤間課長

塩竈市が、小中一貫教育専門官という方が1名いらっしゃいます。これはもちろん学校の教育の指導、助言をするんですけども、小中一貫の推進等を専門的にやられている方がお一人いらっしゃいます。多賀城市も学校教育専門指導員という方が、こちらは非常勤の一般職のほうでいらっしゃいまして、週5日で9時から4時の勤務で大体18万ぐらいの金額でされております。あと、七ヶ浜はおりません。近隣では以上になります。

鈴木委員

ありがとうございます。

内海教育長

じゃ、あと割愛の説明を。

三浦次長

割愛につきましては、例えば私の例で申しますと、県費負担の教職員ということで来たわけで

すが、一度退職願を県教委に出しておりました、松島町に新たに採用という形になっております。ですから、私の現在の給料につきましては松島町からいただいているということで、全くもって理論的には松島町の教育委員会の職員、そして給与の出どころも松島町であるということであり、ます。ですから、今般、割愛ではなくて退職校長の専門員ということになれば、同じように松島町のお金で報酬を出してということになるかと思えます。

次長職については、次長職を設置してから私と前任が2人ですね、櫻井次長、あとは本間次長、そして私ということで、まだ年数にすると3年目ですか。設置してからまだ3年目ということですので、次長職を継続して、いわゆる指導主事的な立場を持たない次長職をそのまま設置するかどうかについては、ほかのところで決められるのかなというふうに思います。

鈴木委員

次長職のミッションというか、普通書いていますよね、いろいろ。そこには指導的なミッションというのは。

三浦次長

必ずしも法令的には教育次長職を置かなければならないということは地行法等にはございませんので、ただ、近隣のところでは、大きな市町村であると、教育長の次に例えば副教育長兼総務課長を置いていたり教育次長を置いていたりということです。あとは、小さい市町村ですと教育次長がいなくてそれぞれの課長がいる。そのほかに指導主事がいたりとか、そこら辺は市町村によって形態は様々だということで、一概には決まった形態はないのかなというふうには思っています。ですから、今回の選択肢……、選択肢というのは本当に選択肢、何がベストかということの選択肢の一つなんだろうというふうに思っております。

鈴木委員

一番なのは効果が上がるということを理解していただくことなんでしょうね。

三浦次長

割愛をやめる理由を問われたときには何と答えようかなとは思いますが、先ほど来、決裁権があるということは、例えば学校で指導主事訪問がある、あるいは研究授業があるといったときに、ほかの会議とぶつかったりすると行けないわけですね。物理的に会議があって、庁舎内でいろいろな諸会議があったり打ち合わせがありますので、学校現場に足を運ぶことができないというようなことは大きいのかなと。ですから、そういうものがなくなれば（「専念できると」の声あり）学校に、今日は中学校、今日は一小、今日は二小というふうなことで動けるのかなというふうには期待をしているところです。

鈴木委員

回答につらいところがありますよね。自分の能力不足だからととられかねない。何か相当……、何となくつらいお立場。

三浦次長

ですから、学校にたくさん行けたんですかと言われるとなかなかこう、行けないことも多かったというふうに答えざるを得ないかなと。

瀬野尾委員

次長職の話になると、作るときもいろいろとあったようですので、そのところが、町、議会でもみんな納得していたわけじゃないと、あっちからもこっちからも作るべきじゃなかったなんてほかの場所でよく言われたりするんですが、過ぎ去ったことですので、そのところをどう修正するのか、そこは町としての姿勢かなとも思いますが、最初に作ったときには教育委員会の組織改革がありました。位置づけ、教育委員長をなくすというあの改正がありましたときに、決裁権の金額、決裁権が300万を超すということで、そこを対応するのに次長職が必要だというお話を私たちは聞いていたんですが、それが実際にそのように機能しているのかどうかは全く分からないですね。ですから、本当に必要なものかどうかということは、今となりますとやはり何とも難しいところかなと私も感じています。

ただ、よろしいですか、もう少し続けて、三浦次長に、今次長職ですが、おいでいただくことになった経緯としては、明らかに学校を指導していただくということが第一の目的だったんです。ですから、当時は、現場の校長から見ればどうせ役場の仕事で追われるんでしょう、学校へはあまり来れないでしょうという声はありました。ですから、いやそうはならないという思いで、明らかに専門職的な立場として来ていただいた、私たちもそのつもりでいたんですが、ふたをあげてみると課長職を兼務、そして今度は次長というようになっていきますので、私個人から見ますと、やっぱり学校へ専念するお力ももっともっとあるのに発揮しにくい環境であったんじゃないかなと思っております。

鈴木委員

そうですね。議会対策も大変ですしね。

瀬野尾委員

利府町が、前は指導主事だったんですか、指導主事を専門官にかえた理由は何かあるんですか。

佐藤委員

私もそこは分かりませんが、指導主事となるとやっぱり県からの、それと——今、市町

村に指導主事が割愛で配置されるようになってきたんですね、どこでも。あの小さな、村1つしかない大衡にも指導主事という形で配置されて。それと間違ふからこういう名称にしたんじゃないかなというふうな思いは私は持っていますけれども。そこは、教育専門指導員と同じように元校長がその立場にいましたので、間違わないようにこういう名称を使われたんじゃないかなというふうには思いますね、かえたんじゃ。

瀬野尾委員  
内海教育長

ただ、フリートキングみたいになるんですが、よろしいですか。

どうぞ。少しずつ、途中途中で整理だけはさせていただきたいんですけども、効果はどうかということなんですが、あと、これまでの三浦次長のお仕事について、ちょっとデリケートな部分もあるので。それから、次長職を置いた300万円の決裁というのは私も初耳だったなと思ってはいたんですが、そういうところを踏まえて、あとは指導主事の名称については、よく分からないけれども、割愛の指導主事と混同しないようにというような意味合いも含めて名称の変更をしましたということで、ここまでは動いています。あとどうぞ、また途中途中まとめながらお話しして。

瀬野尾委員

ただ指導主事となりますと現職の方ですので、割愛で町としてまたは市として出す金額が退職校長を使うときは段違いに違いますよね。（「段違いですよね。半分。どのぐらい計算されているか分かりませんが」の声あり）ですから、先ほどからデリケートな話と言いながらも、触れないで曖昧にするのはいいことじゃないと思いますのでお話ししますと、三浦次長ですが、指導主事においていただくというところでも、退職校長でいいんじゃないか。いいんじゃないかという言い方は失礼、変な言い方ですが、町としての規模を考えたとき、出せるお金を考えたとき、退職校長で学校の指導に当たるその役割は果たせるんじゃないかという議論もあったんです。

学校の指導に関してでしたらそれで良かったんでしょうが、先ほどの、私よく分からないんですが、800万円まで教育委員会では決裁できると。一般課長職は300万までなので、その800万までのお金を決裁するがゆえに次長職が必要だというのが主たる目的でしたので、そこでしたよね。ですから次長職を置いて、本来は置いていただく方は指導主事という形で学校へ入っていただく。その予算を取りましょうということで、私たちもそれだったらなおいいかもしれないと思ったんですが、やはり学校へは実際に入れなかったと、難しかったと。

そういうことを踏まえますと、今回学校に専念していただくという意味では、専門員の配置ということは町の規模としてもいいのかなと、そこは思います。ただ、もう一步進めますと、先ほどから人材確保とか成果という話が出ていますが、なかなか学校というのは、成果チェック、成果に対する検証というものを、特にそれが人事の、次年度への採用への評価となりますと非常にやりにくいというか、やらないで流れている文化がずっとあるところだなと思いますので、私はここのところをもう少し松島としては確認したほうがいいと思っています。

といいますのは、どういう成果が上がりましたかと聞くのが一番ですが、とある、この間専門員を辞めた方が、謙遜したかどうか分かりませんが、私が2年間いた中でできたことは、中学校へ地域の職業人を紹介する道筋を作ることで精いっぱいだったと。え、そんなこと、松島ならもうやってるよと思ったんですね。2年間いてそれだけが、専門官がそれだけということはないでしょうと思って、もしかしたらもっといろいろな事務的な仕事があったんでしょうが、成果として自分がやったと、新たに道を開いたというのはそれだけだったという、だったら、松島でこの専門官を採用するに当たってはどういうことをして、例えば31年度は近々の課題であるこれはしていただきますように。前回は私言ったんですが、ここにはこれをというのを書きにくいと思うんです。ですから、きちんと、この年のミッションですよ、それをこれだけお願いします。そして1年間たった後に、それについて自分としてはどういう手を打って、どこまでできたかをちゃんと教育委員会で検証しながら、じゃ継続していただきましょうとか、ちょっとこれは心配だなとか指導が必要かもしれない、そういうところをしていかないと、採用してから、何となく困ったなど、でもいるからねという形の年数をつなげていくということだけはしたくないなという思いなんです。

鈴木委員

はい、私も。あまりにも職務内容が抽象的。でも、これ以上具体的には書けないでしょうけれども、やっぱり1年後、2年後、今先生おっしゃったように。そうすると、一生懸命やられると思うんですよ。でも、やっぱり成果は成果として。やっぱり、私思うんだけど、目標と成果は表裏一体なんです。（「私もそう思います」の声あり）だから、具体的に何をやるか、そのの到

達度が成果だと私は思うんです。だから、抽象的だと一生懸命やっても何か見えない結果になってしまうんですね。

瀬野尾委員　そこは外から見て、何だ、あの人いつも5時間で帰る、6時間で帰るように見えるかもしれないけれども、ほかで別なことをやっているかもしれない。要は成果として何が見えるかという、やっぱりそこは通っていかないといけないと思う。

　というわけで、この規則の案のところに、「再任を妨げない」の下に、専門官の1年の成果について教育委員会が検証し、そのことを決めるという1条を入れたほうがいいのかと思います。これは一つの提案ですが。

　もう一つあるんですが、「専門員の任期は、教育委員会が任命し」とあるんですが、教育委員会が任命するとなると、私たちはその人をどういう人が知らないで任命できないので、「教育長が任命し」ではだめなんですか。これは結局どなたと決めるのは教育長が決めるんですか。

内海教育長  
赤間課長　私が何人かリストアップして、ここで諮るんですね。

　そうですね。イメージしていたのは、一応人選は教育長なり皆さんで持ち寄って、この会の中で決めていただいて、この方ということでイメージしておりましたけれども。定例会にですね。

瀬野尾委員  
赤間委員　私や赤間委員はどういう人か分からない。

　議会とかで教育委員とかは同意を得たりするじゃないですか。そういったことは必要ないんですか。

赤間課長　それをこの定例会の場で委員の同意をいただいてから、その方にやっていただくか……

赤間委員　議会にかけると。

佐藤委員　議会にまでかけるんですか。

赤間課長　議会にまではかけないですね。この定例会ですね。

瀬野尾委員　これは、教育長が任命し、教育委員会が承認するではだめなんですか。どうなんですかね、そこは。例えば、もし「教育委員会が任命し」だと面接が必要ですよ、書類だけじゃなく。

赤間課長　利府町の専門員設置規則には、教育長の推薦により教育委員会が委嘱するというような文言で規定されています。

瀬野尾委員　その程度の表現だったらいいかなと思うんですが、「教育委員会が任命し」となるとちょっと、書類を見て面接してこの人なら大丈夫そうだなと。人事ですから、必ず思ったようだというわけにはいかない面は多々ありますがね。でも、会いもしないで任命というのはちょっと。「教育委員会が」というと多分私たちも入る。

赤間課長　今の利府町の規則が教育長の推薦により教育委員会が委嘱すると。この文言をお借りしというか、この表現はまだすんなりいきますか。

瀬野尾委員　それならまだ私は分かる。ほかの皆さんはどうお考えかは分かりません。

佐藤委員　私も二市三町のことはちょっと分かるつもりでいますけれども、今、利府の文言のような形で塩竈も多賀城も利府も教育長の推薦というのが入ると思います。やっぱり教育長の思いにかなっていかないと、本当に仕事をやらしてもらえないという思いがあるからだと思いますけれども、そして、どこが委嘱するというのは私も読んでいなかったんですが、推薦というのは教育長の思いだと思います。これは実際現実だと思います。ただそれを文言にすると、さっき言った利府のそういうほうがいいのかどうかということですね。

内海教育長　これはご意見を伺うということでよろしいですか。

　ちょっとここまでまとめさせていただきますと、瀬野尾委員のほうから、第5条の「再任を妨げない」の後に、文言はあれなんですけれども、1年の成果と課題の検証みたいな形を盛り込んだほうがいいのかというお話。同じように、鈴木委員から目標があって成果があるんじゃないかというお話をいただきました。あとは、5条の2項に、「教育委員会は」じゃなくて、教育長の推薦による云々という話に持っていったほうがいいのかということ。あとは、前回、次長職を置くときに、退職校長という話も出たというのは私も初耳だったんですが。

瀬野尾委員　討論したときですね。その案も出たんです。

内海教育長　最終的には決裁が。

瀬野尾委員　800万円までの決裁を教育委員会ではできる。課長職は300万までしかできない。だから、300万を超える決裁をする人が、教育長が町長部局のほうへ入るので、実務的に決裁をする人が必要で

あると。だから次長職が必要なんだというお話。

佐藤委員 それは指導主事とは別の話ですよ、もしかしたら。

瀬野尾委員 そうです。ですから、指導主事が来るとき、次長職を作った上でまた指導主事となるとお金が相当な額になりますので、退職校長で、そういう仕事まで期待するんだとしたら、十分できる人がいらっしやいますよという話を私もしたりしたんですけども。結局、あわせての仕事になったんですかね。あのとき、教育長が指導主事をやっぱりお望みだったんですね。指導主事を県のほうから推薦していただきたいという思いだったんですね。ですから、すごくいい人が来ると喜んでいました。

内海教育長 今回はそこを引きずるか引きずらないかはあれなんです、三浦次長の後任、つまりいなくなる、言葉は悪いですけども、今年あたりいなくなるのではないかという予測のもとお話しすると、次は割愛がいいか非常勤一般職の方がいいかという論議あたりでももう少しご意見いただければありがたいと思っております。

それから、鈴木委員のほうから指導主事の役割が非常に抽象的だったと。ここに出た文言5つ見ると確かに抽象的なんです、実は裏では細かい資料は十分に作って、むしろこれ以上多いくらいで、10個、15個、そのくらい細かくなっておりますので、それがいずれこの話が決まりましたら教育委員にお見せできるのではないかと。そして、それを目標として成果を求めていくという形になっていけるかとは思いますが、そのほかでまたご意見いただければと思います。

佐藤委員 先ほど成果の問題があったんですが、この教育専門員をどのように活用するか、具体的な活用をどう図るかというのが一番大きな問題なんだろうと思っております。ですから、今まで次長は決裁も含めた職務が多いために学校回りができなかったと。ところが、専門員はそういう決裁権がないものですから学校に行けるんですよ。それも計画的に行ける。ですから、じゃあ計画的に行けるというときにどのようなことをやったほうがいいのかという、やはり月のいつ学校訪問するというようなことを具体的に、ここは4校なので、できたら月に2回ぐらいのペースで、事前に前月には学校訪問の日付をきちんと決めて、幼稚園まで入れると月に1回しか行けないかもしれませぬけれども、そういうふういきちんとスケジュールを決めて訪問する。そういう中でいろいろと各学校と、幼稚園と専門員が指導、助言を行っていく。それだけでもやはり学校というのは少しずつ変わっていくなということを私は感じています。

さっき言った利府のほうでは、もう20年近くこの制度を活用していると思っております。でも、今もやめないというのは多分その成果があるから。次長を目の前に言っちゃうと問題があるかもしれませんが、学校に行ったときに、次長は教頭職で来ているわけですけども、これを校長で辞めたという立場で行くと迎える側も違うんですね。そしてやっぱり聞く姿勢が違うというのが一つあると思っております。そのところは、学校も上下関係というのはあるものですから、そして教育委員会の職名をもって行くわけですから、余計真摯に受け止めて、きちんと指導を受け止めてもらえるんじゃないかなというふうな思いはあります。そういう意味での成果というのは大きいと思っております。

瀬野尾委員 今のお話は、佐藤委員は今年これと決めなくても、訪問するだけで成果が上がるというお考えということですか。

佐藤委員 そこに訪問する理由というのが出てまいりますよね。適当に訪問するんじゃなくて、4月はどういうこと、5月はどういうこと、例えば教育課程、学習指導の面で訪問するというときは、今年度の例えば校内研究のテーマは何ですかというようなことで、校内研究だったら校内研究について専門員が説明を受けて、こういうところをこのようにしたらいいんじゃないでしょうか。そして、年度末にはその成果と課題みたいなことをしっかりと聞いて助言していく。途中は指導主事訪問とか校内研究がありますから、そういうときに行って指導、助言をする。そういうふうな、ただ単に学校訪問してお茶飲みに来ましたみたいな感じの訪問ではないと思っておりますね、行くというのは。

瀬野尾委員 そうですよ。だから、その年の指導主事というかこの専門員にとって、例えば教育委員会で、不登校をとにかく減らしてくれということが今年課せられた仕事とすれば、やはり焦点はそこへ当てながらいろいろな要素をやっていきますよね。ですから、学校訪問も自分に与えられたミッションとは切り離しては考えられないということになりますよね。

佐藤委員 そうですね。専門員が学校訪問しなかったら成果は上がっていかないと思っております。



瀬野尾委員

もう一つですね。これは私はちょっと言いにくいところなんです、教頭職で終わっているから校長があまり言うことを聞かない、これは非常に私驚いています。指導主事というのは、一般教員からでも、それだけの研修を受け、力があればなるところもあるんですね。私は、課題はそういう見方をする校長にあると思っています。ですから、やっぱり教育のためには何がいいのかは、校長を終えていようと、教頭だろうと教員だろうと、そここのところをきちんと聞く耳を持たなければ専門員が行っても同じだと思いますよ。ですから私は、その文化というんですか、ちょっと驚いているところなんです。

ですから、校長先生方には、やはりくれぐれもそういう立場の人が学校へ来ているんだという認識を持っていただかないと、もしまた訪問する専門員に課題がある場合には、これはもちろん校長先生のほうからいかなものかということでは教育委員会にきちんとお願いして、こちらのほうも、教育長からも専門員への指導が必要だと思うんですが、いつも教頭で終わっているからちっとも言うこと聞かれないんだというその言葉を聞くたびに、そういう人が校長になっているということに非常に違和感を感じていましたので、何かそういう機会があったのでちょっと言いにくいことを言わせていただきました。

内海教育長

それは私の責任もあるので、来年は相当な覚悟でいきます。すべての人事で今見直しをかけておりますので、だから残りの期間何でもいいのかという意味はないんですが、最後まで努力しますのでどうぞよろしくその辺はお願いしたいと思っています。

指導主事については、三浦次長のお話が矢面に立ってしまうんですが、三浦次長の実績は私も評価しております。文書処理とかで素晴らしい成果を上げました。松島は私が来たときには恥ずかしいぐらい文書処理がめちゃくちゃでした。これでいいのかなと思うことがありました。それを整理してくれました。それから、指導力向上とか年2回の公開とか、そういうことも含めてかなり成果は上がってきています。

ただし、2020年には新学習指導要領に変わります。その変わり目に、かつて前に退職校長について意見が出たという話が出ていましたので、もう一回、それを復活させるという意味ではなかったんですが、私自身、新しい職でもって自由に、実先生がおっしゃったようなことも私の頭には十分入っております。むしろ、そこに1日座って電話で受け答えしているよりは、出向している、何というんでしょう、トラブル、課題、そういう解決して。校内研究の充実についても、校内研究の研究会があるとすれば、率先して出してもらってその方に行ってもらおうと。そして、アドバイザーとしてご意見を言うてくるというような形も考えております。

先ほど、ちょっと重複しますが、鈴木委員から抽象的だったという中には大変細かいのも入っています。その中にはそういうことも網羅してありますので、全方位外交ということではできないと思います。ただし、肝になるところ、松島町で一番課題となっているのは不登校、学力向上、そういうのは私の頭にありますので、初年度からそこら辺を集中的に対応して、1人でも2人でも不登校をなくす。それから、学力も1%でも2%でも上がるようになればなと思っています。そのために校長職というようなことで、これは立場という意味ではなくて、識見的に豊富な方、経験した方から、大所高所、それから微に入り細に入り指導してもらったほうがいいんじゃないかということで、ここに退職校長と。しかも、退職校長についてもかなり、ここら辺は失礼なんですけれども、退職してから何十年もなった人を持ってくるとかという意味ではございません。近々でお辞めになる方とか、もっと言うと松島のことをよく知っている人がいいかなと思うこともあるんです。ただ、力がなければ他市町村からでもいいんじゃないかなと思っていますところもあるんです。

それから、賃金についてもですけども、賃金については、割愛の話で三浦次長のお金について出ましたけれども、三浦次長、触れていただいたんですが、賃金についても二十二、三万となると半額以下の状態になりますので、そういう意味で松島にとっても少ない金額で最大の効果を上げられると、これはあまり言うてはいけないことなんです、そういうような認識でもっていてもいいところ。ただ、その認識はほんのわずかです。本当は学力向上とか不登校を何とかしたい。毎月毎月不登校の数の多さを見れば、やっぱり出向いて対応していかなければならないと。再三佐藤委員からお話ありました。学校の風土にもよると思うんですけども、あそこで電話番号しないで、足繁く出ていっていただいて調整役をしてもらって、あと私のメッセンジャーになってもらいながら対応していきたいと考えています。

そのほかでまたご意見あれば、何かこういうところをこうしたほうがいい、確定していたほうがいいんじゃないかと、こちら辺はちょっと弱いんじゃないかというご意見いただければ、幾らでも対応できると思うんですけども、よろしくをお願いします。

赤間委員

どうしても2点だけ引っかかるところがありまして、まず1点目が、専門員の設置という部分でいけば、恐らく成果は上がるだろうという前提のもとで、ぜひやったほうがいいんだろうなと思うんですが、その成果、先ほどからいろいろな方々から出ている成果をどうやって教育委員会で見極めていくか。例えば、1カ月学校に何回どう回りましたとって、どういう形の活動をしましたという報告だけでは成果は見えないわけじゃないですか。その成果の見極めをやっぱり委員会の事務局がしっかりできる体制はとらなければいけないと思うんです。定例の教育委員会とかに報告を受けるとしても、やはりその前の段階でしっかり方向修正をかけていただくとか、そういったものをしっかりできる事務局にまずしていただきたいと。そこがどうしても引っかかる部分で、大丈夫なんだろうかと、ところが、ちょっと心配はあります。

もう1点が、先ほどから割愛とそれから特別職ということでお金の部分という話が出ていますが、今回これをまた議会にかけるとは、基本的には、議会にかけるに当たって、次長職をどうするんだという話を決めないうちにかけても、また同じぶり返しにならないのかしらというのが。次長職をどうされるつもりなのか。結局、300万から800万という決裁権を教育長にもう1回戻すのかとか、それも含めて次長職をどうするかを決めた上で持っていかなないと、また同じ結果になってしまうんじゃないかというのがとても引っかかるんですね。それはいかがなものなのか、どうなんでしょうか。

佐藤委員

次長職って、今、たまたま割愛された指導主事があっただけで、やっぱり教育委員会部局が必要であると。必要じゃなければ話題にしてもいいかもしれない、必要だったら話題にしないほうがいいのではないかなというふうに思いますけれどもね。

赤間委員

なるほど。

内海教育長

成果の見極めについては、これは鈴木委員からもお話があったので、こういうことをしましたと提出して、そうですかという話ではないと思うんですけども、ただ、具体的に例えば見える数字もあれば見えない数字もあると思うんです。それから、学校の雰囲気が変わったなというような部分もあると思うんです。そこら辺はもう少し、瀬野尾委員からもお話があった、重複するところはいっぱいあって、規則の案にも1年の成果と課題と検討ということなので、今ご意見としていただいて、その検討の仕方というか、そういうのもう1回煮詰めていかなければならないのかなという気はいたしているところでございます。

それから、次長職については、これは何とも。

瀬野尾委員

ちょっと質問ですが、それが不要ないというのは誰が。例えば、必要だと出したのは教育委員会ですよ、議会へ、次長職を置くと。（「要求されたわけでしょう」の声あり）だから、必要ないと出すのも教育委員会からとなるんですか。それは、町長が、町長部局で決める。

鈴木委員

専門員も必要だけでも、いわゆる行政上の次長職が必要ですよ、しっかりとやっぱり私は言うべきだと思います。どこかの場面で訴えていないと。両方の役割は必要ですよ。専門員は絶対必要でしょう。次長職は、上に任せるといったって、上で判断できるわけじゃないですよ、そんなの。もう要らないんだと決められて。課長さんたち議会答弁やってよと、それで終わりますよ。

瀬野尾委員

実際、次長職を作った理由が決裁のところですが、実際そうなのかどうかを聞きたいんですよ。何かちらっと聞いたのは、1万何千円のものも全部副町長へ持って行って決裁をもらっていると聞くと、じゃあ何、あの300万だ800万だというのを、そんな1万幾らのも一々副町長へ決裁を取りに行くじゃ、次長は何のためにいるのと思って、これは本当に……。

内海教育長

班長説明して。

大宮司班長

決裁は額面と費目によって決裁権限が全部違うので、1万円とかでも副町長にいただかなければならないのは、教育長の旅費とかそういうものは低額でも副町長までいただかなければならないとかと、支出の費目によって項目が違うということで、全てが1万円でも副町長にもらっているかといったらそうではないということです。

瀬野尾委員

やっぱり、800万、300万というあそこはきちんとあって、次長職は必要ということなんですね。それでしたらやっぱりそうしていかないといけない。言いにくそうな雰囲気。

佐藤委員

そうだね。言いにくそうだね。

瀬野尾委員 大きなお金ですよ。ただ、必要だったら固持していかなければなりませんよ。

佐藤委員 あともう1点、次長職が必要だと、そういう決裁権だけではなくて、やっぱり市になると教育委員会の管轄というのはものすごく大きいわけですよ。例えば体育館ある、図書館ある、生涯学習施設ある、公民館あるとずうっとあるわけですよ。それを教育長が一々みんな回らなくちゃいけないというようなことだと問題になる。そのところを次長職を置いて次長職にやってもらうと。ですから、そこまで松島としては次長職が必要かというところの、もしかしら決裁権だけじゃなくて、判断というのは必要なのかなというのは一つあると思います。だから、その辺が何かはつきり事務局で言えないところがあるのかもしれない。

鈴木委員 社会教育も本当は大きなミッション、職務なんです。学校教育も大変。今回は多分学校教育の専門員なんですかね。これ教育指導専門員となっているので、社会教育は見ないわけなんですよ。でも、社会教育は私は大変な大きな仕事だと思います。今からこの時代、私ら年寄りだけ……。本当に大変ですよ。そこはそれなりの使命というものとかをやったり訴えなければならぬ、トップのほうには、というふうに思います。

瀬野尾委員 そうですね。今よく分かりました。お金の話だけではなく、管轄する部署は確かに膨大ですので、そこをまとめていく立場の人が、本当は生涯学習班じゃなく課にしてほしいというくらいの議論も前からあったんですよ。課にすべきだと言っているんですね。そうするとやっぱりまとめていく立場は次長となるから、じゃここはやっぱりしっかりと必要ですと。

鈴木委員 理解していただきたいですね。

赤間委員 せっかく議会を通すのであれば、一緒に。分けてはいけません。

瀬野尾委員 もしそこを出されたら必要なだと、こちらもちんと。今の話はよく分かりますね。

内海教育長 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いはお分かりになっていただけましたでしょうか。ですから、かぶったことをやるというわけではないということ。

瀬野尾委員 そこは分かりました。質問は、もみの木の佐藤キヨ子先生はスクールカウンセラーではないですよ。別ですよ。

内海教育長 全然違います。ここには代表的なのを挙げたのであって、議員の中には、専門員ということで、その仕事の中の教育相談員というような話がリンクしまして、SC、SSWと同じことをやるのではどちらか要らないんじゃないのという話にもなりましたので、そうではなくてですね。

瀬野尾委員 そこは分かるんですが、今話が出たので、逆にスーパーバイザー、もみの木教室の責任者ですよ。ですから、そちらの専門性というのも、今回の教育に関する専門員と同じまでいなくても、ある程度それに特化した立場ですよ。ここには書いていませんけれども。（「指導専門員ですか」の声あり）つまり、不登校やいろいろと学校へ来にくい子どもへのいろいろな対応を、学校とともに町としての対応を考えていく立場としてあそこがあるので、逆にあそこはあそこで責任を持ってやっていかなきゃならないんじゃないかなと。ここは全然別だというのは分かる…

内海教育長 もみの木はもみの木で頑張ってくださいという話です。それで、指導専門員の教育相談というのは、子どもだけじゃなくて、先生の相談とか勉強の相談とかそういうのも含めるという話です。

瀬野尾委員 そこも分かります。いじめ・不登校対策といったところのもみの木教室のスーパーバイザーに対しても専門員の立場からこうやったらいいんじゃないかとかやっていくという。

内海教育長 それは、ですからここにはSSWとSCだったんですけども、場合によっては、関係機関がありますよね。児相とか警察とか、そういうのも含めてつながらたらコーディネートしていただくという形も私の中ではあるんです。

瀬野尾委員 そうすると、私は逆に、そういうまで専門員にさせたら肝心の教育というのは、児童相談所とかそちらの対応って結構大変なですよ。学校長、学校側からの働きかけも必要です。それこそ、そういうところはスーパーバイザーが中心になってやってほしいところじゃないでしょうか。そこまでをこの専門員に頼ったら、私はもう大変じゃないかなと思ったんです。

三浦次長 例えば今年度も、そこに書いてあるのは心のケアハウスの担当者と、わざとスーパーバイザーとは書かなかったんですが、またそれって何なのという議論になってしまいますのでただ担当者と書いたんですけども、例えば今年度の私の動きとしても、SSWがいます、ケアハウスのスーパーバイザーがいます、しかしつないでやらないとやっぱり動けないところがあるんですね。例えば事例として、今回小学校のある学校で別室登校の子が出ました。学校から、なかなか対応す

る……校内の体制で教員がなかなか時間的に厳しいという相談を委員会で受けて、私のほうで、じゃあスーパーバイザーと、ケアハウスの支援員を派遣しましょうかとこちらから投げかけて、そしてうまく回して、時にはスーパーバイザーに行ってもらおうとか。ですから、最初のきっかけの調整役をして……

瀬野尾委員

学校側の情報を伝えたりと。

三浦次長

そうですね。あとはもう詳しいところはスーパーバイザーに動いていただくということで、そのきっかけを与えるということは非常に大事な部分だと思います。そこを与えないと何も動かないというところがあるので、動かし役、ここに書きましたが、調整役という部分は非常に大きいんだろと思うので、今、どこに力を注いだらいいか、どこに動いてもらったらいいか、あるいは、スーパーバイザー、SSWと一緒に学校訪問してください、家庭訪問してください、いいんじゃないですかみたいなことを伝える役目の方はやっぱり委員会には必要なのかなと思います。

瀬野尾委員

具体的な動きとしては向こうがやると、それぐらいなら分かりますけれども。

三浦次長

昨年度からもみの木教室がスタートしたものですから、まだまだ教育委員会がつかないでないと、単独でもみの木教室のスーパーバイザーが教育委員会を介さないで見るとということがまだまだ熟していないところもあるので、まだまだ必要があるだろうと、そういう意味で。

瀬野尾委員

わかりました。じゃ、そのように議会で話していただければきっと理解できると。

内海教育長

もしそういうお話が出れば、今三浦次長が言ったような話を私か三浦次長がお話をします。

瀬野尾委員

すみません。専門員が児童相談所にまで電話したりなんかしたら大変なことになると思ったので、間違えました。

内海教育長

そういうのではなくて、きっかけ作りという形で。文言だけではちょっと、これだけでは想像の域を出ないので、そういう質問があるかとは思いますが、どうぞあと説明します。

あとほかにございませんでしょうか。指導専門員関係で何かこれは押さえていたほうがいいのかというようなご意見、これは押さえていてというか、こちら辺はどうなんだ。今、役割とかはたくさんお話ししていただきましたので、あと評価についてもお話ししていただきましたので。それから、蒸し返すとあれなんです、次長職のお伺いは今回のこの指導主事とまたちょっとだけニュアンスが違うので、話としてまた出てきましたら、それはそれでまた追って報告したいと思います。ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員

さっきの22万という金額は妥当なところでもあるのかなとは思いますが。人材を確保するという意味でもですね。今の教員は再任用制度があるものですから、再任用に手を挙げるともっと高いんです。ボーナスももらえるし。これは22万、ボーナスがない。それに通勤手当もないんですね、すべてね。そういう意味で22万ぽっきりですから。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、資格ある人は1日3万円ですよ。22万というと、月に計算すると約1万足らずぐらいなんです。12月と1月は少ないから、1万円以上。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは3万円と。資格ない人でも1万5,000円ですから、元教員のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは1万5,000円ですから、そういうところからしても妥当なところなのかな。実は私も今、週に4日なんです、1日1万円です。ですから、1週間に1遍お休みをいただいているものですから、本当は毎日働けば二十何万になるんですけども、それでも保険にも入れますよね、週4日でも。

赤間課長

保険というのは、社会保険ではなくてご自分で入っていただくようにはなると思いますが、報酬であれば。例えば退職された公務員だと、任意継続とかあいう部分での加入をしていただくと話になります。

佐藤委員

そう、私は社会保険に入っているんですけども、週4日で。

赤間課長

それはどちらの。

佐藤委員

利府でね。

赤間課長

それは報酬でいただいている。

赤間委員

賃金じゃないですか。

佐藤委員

賃金でいただいているのかな、名目がそうなっているのかな。私、週4日で1日1万ということに契約をしているわけですけども。名称を変えればいいのか。だから、その保険も入ってあげるといのがものすごく今大事なことです。この人たちは年金をもらえない人たちの

で、退職した校長は。やっぱりある程度のそういう保障をしてあげないといけないのかなというふうな思いで、22万というのは妥当なところかなと。

- 瀬野尾委員 社会保険って何なのか、分からない。
- 赤間委員 結局、何もないと国民健康保険と国民年金となるわけです。
- 瀬野尾委員 退職者はそれまでの医療保険など継続できていますよね。
- 佐藤委員 それは2年間だけ、2年だけね。だから、社会保険制度に入れるというのはいいと思いますね。これは入れますよね、当然、22万。
- 瀬野尾委員 報酬だと違うでしょ、賃金とは。
- 赤間課長 報酬なので、国民健康保険をとるか、先ほど言った退職すぐであれば任意継続でそのまま2年間をとるか、そういう話になります。
- 佐藤委員 あ、そう。そういうふうにはできないんだ。
- 赤間課長 報酬なんです。特別職なので。
- 佐藤委員 そうかあ。
- 内海教育長 だから、そう高い金額ではないんです。
- 赤間課長 さっき言ったその22万の中には交通費とかも込み込みでの22万なので。
- 佐藤委員 そうですよね。ですから、できたら社会保険にも入れるような制度に。確かに半分は町で負担しなくちゃいけないからね。そういうのはだめなの。
- 赤間課長 あとは会計年度職員というのが、平成で数えますと平成32年ですかね、そこからいろいろ今の臨時職員の雇用形態が変わってくるんです。その中で、今回の専門員を入れるときに、実際32年度で臨時職員で採用すれば、短時間の労働か、長時間労働かフルタイムかということで振り分けられてしまうんですけれども、町のほうでフルタイムは多分想定はしていない。そうすると短時間労働になってしまうということで、金額的にも随分縮小されてくるということで、ある程度の月のお金を担保するのであれば、特別職になっていただいて月額これぐらいということでお示したほうがいいだろうと、そういう相談がありまして、今回のこの特別職のほうで給与体系を条例を一部改正しまして設けるといような議会への提案なんです。
- 佐藤委員 そうか、社会保険に入れないんだ。人材確保という点では少し抜け落ちているんじゃないかな。名前はあるけれども、文言は。それってほかのところはね。確かに町から半分出さなくちゃいけないからね。ご検討いただくといいのかなと。
- 内海教育長 あとほかにはないでしょうか。
- 瀬野尾委員 もう十分に。ゆっくりお話できてよかったです。このくらい検討させていただければ、もう十分です。あとは期待して、ぜひいいお仕事をさせていただけるように周りで。もったいないのは、その力を発揮し切れないということが残念なので、やはりぜひ存分にお仕事していただく。
- 内海教育長 スタート時点で、仕事の内容の確認と、あと松島町の喫緊の課題とかそういうことについて十分に話をしてスタートしてもらわないと、どこかに偏ってしまったりすると本意ではないので、もちろん成果も求められているということを認識してもらいながらやっていかないといけないんだらうと思いますので、スタートしたならばそこら辺は十分に話し合いしたいなと思っているところです。
- あとはごさいませんか。皆さん、大丈夫ですか。

#### 4. 閉会 午前11時30分

〔佐藤主査〕 それでは、松島町教育委員会平成31年1月臨時会を閉会します。

閉会の挨拶を瀬野尾教育長職務代理者からお願いします。

〔瀬野尾委員〕 では、新年に当たって、今日のように存分にいろいろ話し合っただけで議会のほうへまた提示できるという時間を持てたことは、教育委員会の一つの姿としてやっぱりこのくらい話したいなという思いを満足させていただきました。事務局も大変お忙しいところだったでしょうに、こういう時間をとっていただいてありがとうございます。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

この会議録の作成者は、次のとおりである。

教育課学校教育班 主査 佐藤 弘也

上記会議録が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 31 年 1 月 25 日

委 員

委 員